

事例番号:280057

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

3 回経産婦(帝王切開既往・子宮筋腫核出術実施)

2) 今回の妊娠経過

妊娠 36 週 0 日 切迫早産の診断で管理入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 36 週 2 日

12:30 腹痛出現

12:55 胎児心拍数 80 拍/分の胎児徐脈を認める

胎児機能不全のため緊急帝王切開決定

13:27 帝王切開にて児娩出

子宮体部に 10cm の裂創を認める

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 2 日

(2) 出生時体重:3032g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:実施せず

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(ハック・マスク、チューブ・ハック)、気管挿管、胸骨圧迫

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、HIE(低酸素性虚血性脳症)

(7) 頭部画像所見:

生後 12 日 頭部 MRI にて低酸素性虚血性脳症を疑う所見(両側錐体路の細胞毒性浮腫疑い、両側レンズ核と視床に高信号)を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 2 名、准看護師 6 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、子宮破裂による胎児低酸素症・酸血症であると考えられる。

(2) 子宮破裂の発症時期は、妊娠 36 週 2 日 12 時 30 分以降であると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 妊娠中の管理は一般的である。

(2) 帝王切開既往(子宮筋腫核出術同時施行)妊産婦に対する予定帝王切開の実施時期を初診時に妊娠 38 週 1 日に設定したことは、子宮破裂のリスクから可及的に早い時期に設定すべきという意見と、正期産の時期まで待機すべきという意見と賛否両論がある。

(3) 妊娠 36 週 0 日に下腹部痛のある妊産婦に対し入院管理としたこと、および入院中の管理(分娩監視装置装着、内診、子宮収縮抑制薬・抗菌薬投与、血液検査)は一般的である。

(4) 妊娠 36 週 0 日切迫早産の管理入院中に自院にて 1 週間安静とし帝王切開予定日を妊娠 37 週 1 日としたことは一般的である。

(5) 家族の希望にて予定日を妊娠 36 週 2 日に変更したことについては、推定児体重が 3000g を超えていること、早産となることについて十分なインフォームド・コンセントを行い、同意を得た上での決定ということであれば選択肢の一つであるという意見と、正期産の時期まで待機すべきという意見と賛否両論があ

る。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 36 週 2 日 12 時 42 分に、腹痛の訴えがあったため、分娩監視装置の装着を行ったことは一般的である。
- (2) 胎児徐脈発生時の医師の対応(超音波断層法にて胎児徐脈を確認、酸素投与、緊急帝王切開を決定したこと、高次医療機関 NICU に応援依頼を行ったこと)は適確である。
- (3) 帝王切開の決定から 32 分で児を娩出したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)および高次医療機関へ新生児搬送を行ったことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

本事例は、帝王切開分娩既往(3 回)に加えて子宮筋腫核出術後であり、子宮破裂のハイリスク事例と考えられるため、前回までの帝王切開の術式、術中所見や子宮筋腫の大きさ、位置、数、術中所見、術後経過などに関する情報収集を行うこと、その情報を踏まえ妊娠中の管理、手術日時の設定などについて考慮することが望まれる。

【解説】 子宮筋腫が有茎性漿膜下にある場合は、問題とはならないが、筋層内筋腫で子宮筋層に創が及ぶ場合は、子宮破裂のリスクは高い。そのため筋腫の位置の確認は重要である。また、既往帝王切開 2 回の妊産婦が経膈分娩を試みた場合、既往帝王切開 1 回の妊産婦に比して 4-5 倍子宮破裂の頻度が高かったとの報告がある。本事案(既往帝王切開 3 回の妊産婦)ではその頻度はさらに高くなると考えられる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 反復帝王切開を行う場合の適正な手術時期や切迫早産を発症した場合の子宮収縮抑制剤投与の妥当性については必ずしも明らかではない。よって事例を集積し研究の推進が望まれる。
- イ. わが国における子宮破裂の発生頻度や発生状況について全国的な調査を行い、子宮破裂の関連因子および発症予防につて検討することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。